

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上

の位置付け変更に伴う対応について

<市長コメント>

市民の皆様、事業者の皆様、そして医療従事者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力、御尽力をいただいておりますことに、あらためて心から感謝を申し上げます。

本日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類に移行となりました。

今後は、医療費が自己負担となる他、行政による外出制限や就業制限の要請がなくなり、市民の皆様、お一人お一人の主体的な判断が求められます。場面に応じてマスクを着用することや体調がすぐれない場合は外出を控えるなどの配慮をお願いします。

皆様の行動は、御自身を守るだけでなく、家族や友人、高齢者などの大切な方を守ることに繋がるものと考えられますので、市民の皆様には、今後も基本的な感染対策をはじめ、必要に応じて効果的な対応を取っていただきますようお願いいたします。

最後に、本市といたしましても、1日も早くコロナ禍前の日常を取り戻せるよう、関係機関と連携し対応してまいります。